

### 輸出入検疫措置の強化に関する注意喚起

アフリカ豚熱など海外悪性伝染病の侵入を防止するためには、違法に持ち込まれる肉製品を摘発することが極めて重要です。

本年7月1日、家畜伝染病予防法一部改正され、このうち畜産物の輸出入検疫の強化に関しては、家畜防疫官の権限強化や、罰金刑の引き上げなどが盛り込まれています。

日本への肉類の持込みは原則禁止されていますので、皆様におかれましても、十分に注意していただくようお願いします。

**日本への肉製品は  
持込禁止**



輸入できない畜産物を持っている場合、  
入国が認められないことがあります。

- (1) 出入国者の携帯品中の畜産物の有無について、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。
- (2) 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が破棄できるよう措置。
- (3) 輸出入検疫に関する罰金刑の引き上げ（この罰則は郵便等による輸入であっても適用される）

畜産物を違法に持ち込むと、**3年以下の懲役又は  
300万円以下（法人の場合5000万円以下）の罰金**  
の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所  
<https://www.maff.go.jp/aqs>

© 2020 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Created by Anri Sugihara

農林水産省  
検疫探知犬  
Quarantine Detector Dog

詳しくは  
webで



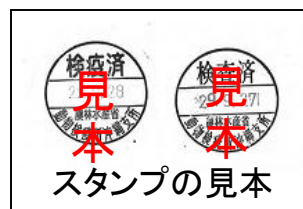
# ～ 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザなどの病気を侵入させないために ～

国際郵便の中に、輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります

このため

- ・ 国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを確認するようお願いします。
- ・ 郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、速やかに下記までお知らせください。

※このような検査済のスタンプはありますか？ →



口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。



国際郵便の例



輸入禁止品の例

農林水産省 動物検疫所函館空港出張所  
TEL: 0138-84-5415 FAX: 0138-84-5416

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所  
TEL: 0175-22-1254 FAX: 0175-22-1259